

藤沢市市民活動推進条例の一部改正について  
藤沢市市民活動推進条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市民活動推進条例の一部を改正する条例

藤沢市市民活動推進条例(平成13年藤沢市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市民活動推進センター」を「市民活動支援施設(以下「支援施設」という。)」に改める。

第11条第2項第2号中「藤沢市市民活動推進センター」を「支援施設」に改める。

第13条(見出しを含む。)中「市民活動推進センター」を「支援施設」に改める。

第14条中「市民活動推進センターの」を「支援施設の」に改める。

第15条及び第16条を次のように改める。

(分館の設置)

第15条 藤沢市市民活動推進センターに分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市市民活動プラザむつあい	藤沢市亀井野四丁目8番地の1

(休館日等)

第16条 支援施設の休館日及び供用時間は、規則で定める。

第17条、第18条(見出しを含む。)及び第19条中「推進センター」を「支

援施設」に改める。

第20条第1項中「指定管理者」の次に「（第25条に規定する市長が指定するものをいう。以下この条，次条及び第22条において同じ。）」を加える。

第25条及び第26条中「推進センター」を「支援施設」に改める。

附 則

この条例は，平成28年6月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，市民活動を推進するための施設に分館を置く等のため，所要の改正をする必要による。